

# 国の森林環境税(仮称)等の創設を踏まえた 福岡県森林環境税の在り方について

# 目 次

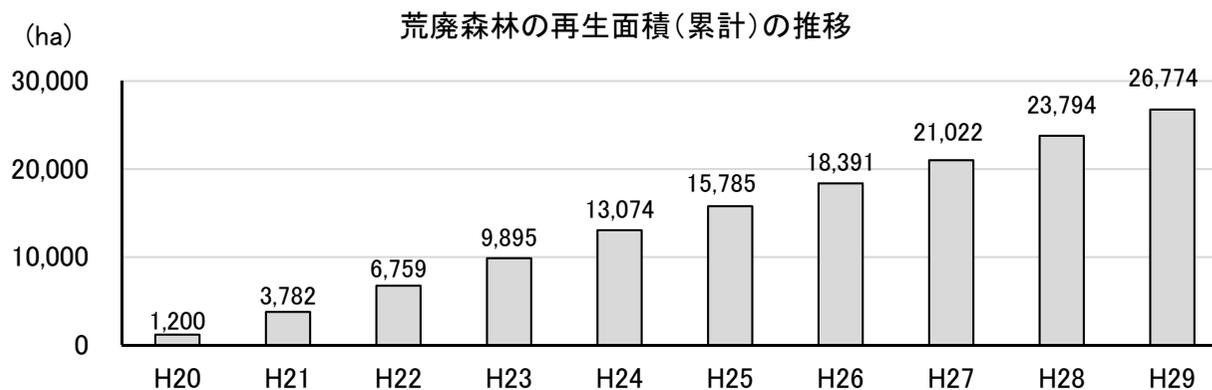
---

1	これまでの経過①	.....	P 2
2	これまでの経過②	.....	P 3
3	国の森林環境税等の概要①	.....	P 4
4	国の森林環境税等の概要②	.....	P 5
5	国の森林環境税等の概要③	.....	P 6
6	譲与額の試算結果	.....	P 7
7	県と国の森林環境税の比較	.....	P 8
8	福岡県森林環境税の継続	.....	P 9
9	市町村への譲与税の活用方針(案)	.....	P10
10	対象森林のすみ分け(参考)	.....	P11
11	県への譲与税の活用方針(案)	.....	P12

# 1 これまでの経過①

- 県では、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成20年4月に福岡県森林環境税を導入し、10年間で約3万haの荒廃森林を再生。
- これまでに再生された森林では、水源かん養など森林の有する公益的機能が回復しつつある一方で、森林・林業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、今後新たに約3万haの森林が荒廃することが懸念。
- このため、平成29年の9月議会に、30年度以降も福岡県森林環境税を継続するための条例の改正議案を提出し、同年10月に改正条例が公布・施行。

## ■ 荒廃森林の再生面積(累計)の推移



※所有者自ら間伐を実施したものと合わせると合計で約2万8千haの実績となる

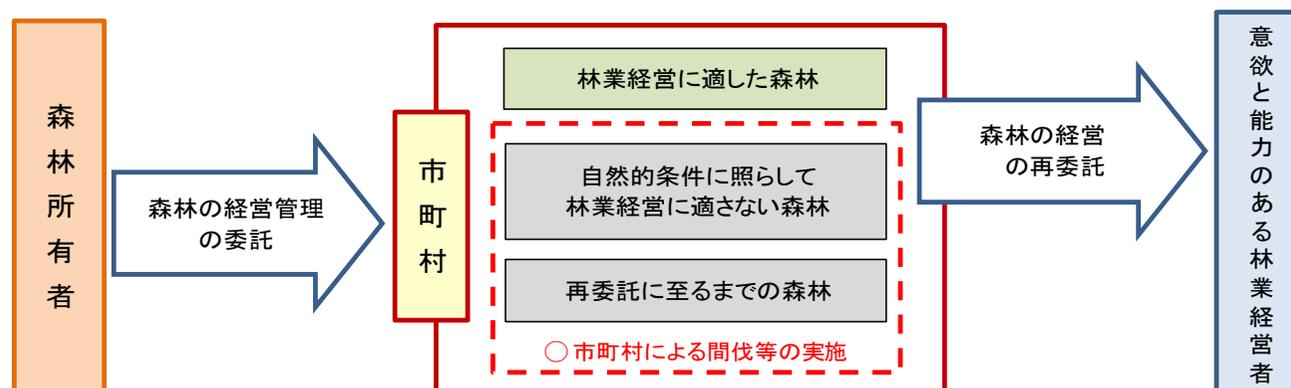
出典：県林業振興課調べ

## 2 これまでの経過②

- 国は、森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、平成30年度税制改正の大綱において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)(以下「仮称」を省略)の創設について明記。
- 一方、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るため、森林経営管理制度を創設(本制度は、「森林経営管理法」に基づき、平成31年4月から施行)。

- ①森林所有者に適切な管理を促すため、森林管理の責務を明確化
- ②森林所有者自らが森林管理を実行できない場合には、市町村が森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ③再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村自らが管理

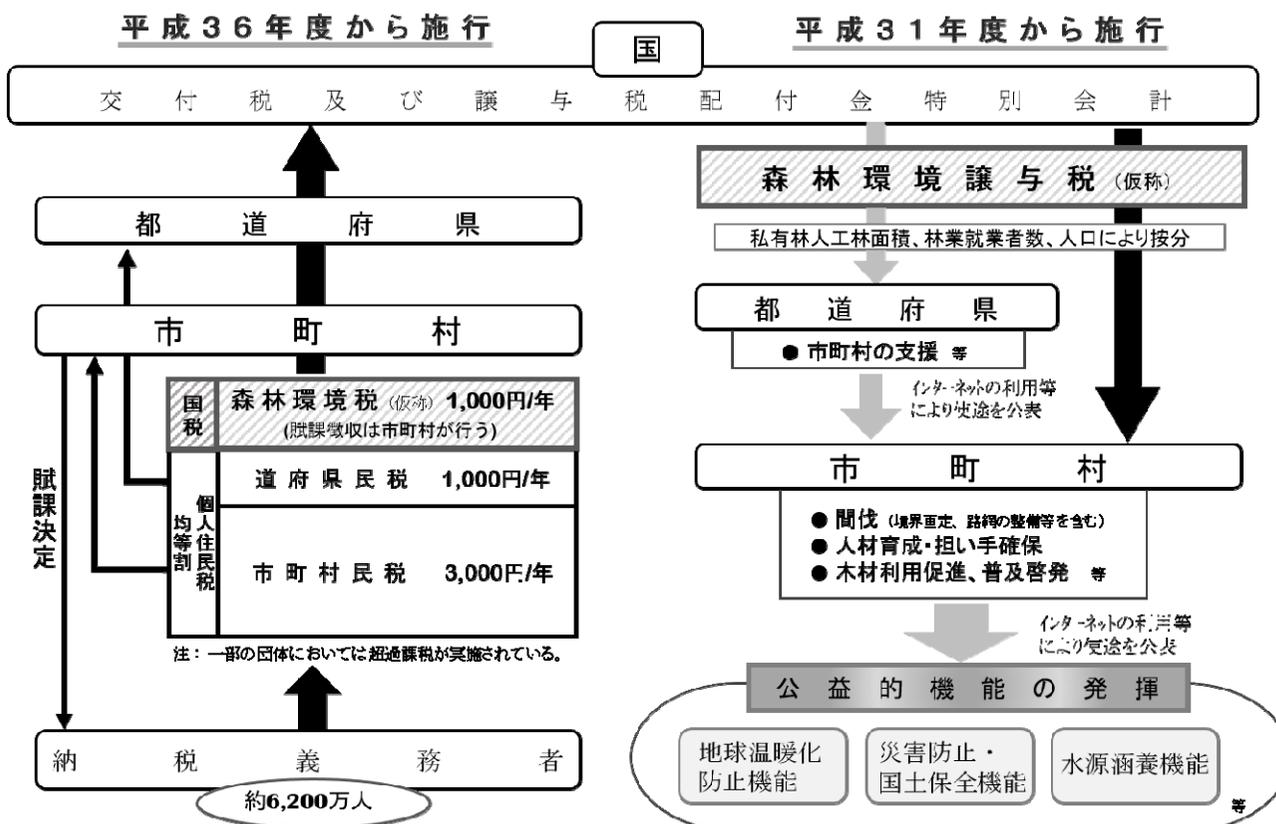
### ■ 森林経営管理制度の仕組み



### 3 国の森林環境税等の概要①

- 森林環境税は、国税として市町村が個人住民税均等割と併せて年額1,000円を徴収し、その全額を特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税として譲与。

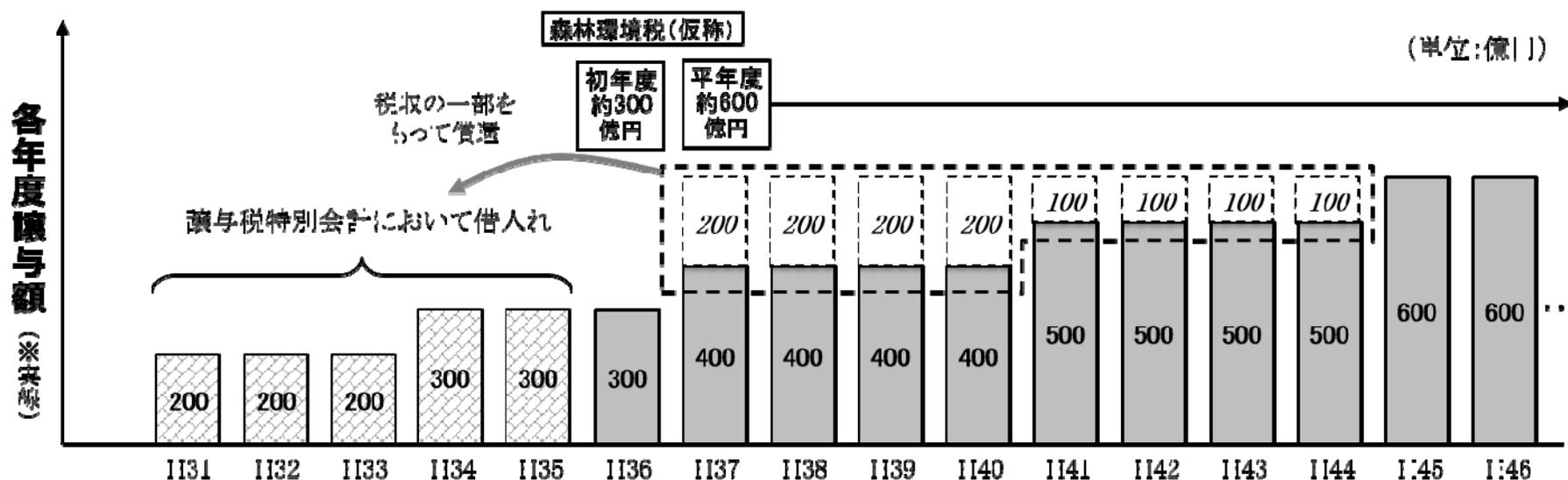
#### ■ 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



出典：林野庁資料

## 4 国の森林環境税等の概要②

- 森林環境税は、消費税10%への引き上げが平成31年度に予定されていることや、東日本大震災を教訓としての防災施策に係る住民税均等割の税率引き上げが35年度まで行われること等を考慮し、36年度から課税。
- 森林環境譲与税は、「森林経営管理法」の施行とあわせ、平成31年度から先行して譲与され、段階的に増加(35年度までの譲与財源は、後年度の税収を先行して充てるという考えの下、特別会計における借り入れにより対応)。



出典：林野庁資料

## 5 国の森林環境税等の概要③

- 譲与割合は、市町村が10分の9、都道府県が10分の1（制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行）。
- 譲与基準は、10分の5の額を私有林人工林の面積、10分の2の額を林業就業者、10分の3の額を人口で按分して配分。

### ■ 譲与割合

期間	市町村	都道府県
平成31～36年度まで	80／100	20／100
平成37～40年度まで	85／100	15／100
平成41～44年度まで	88／100	12／100
平成45年度～	90／100	10／100

### ■ 譲与基準

5／10の額 私有林人工林面積 × 補正率※

※林野率が高い市町村は、車道からの距離が遠い奥まった森林が多く、森林整備に係る経費がかかり増しになると考えられるため、

私有林人工林面積を、林野率85%以上の場合は1.5倍、林野率75%以上85%未満の場合は1.3倍に割増す補正を行う。

2／10の額 林業就業者数(国勢調査)

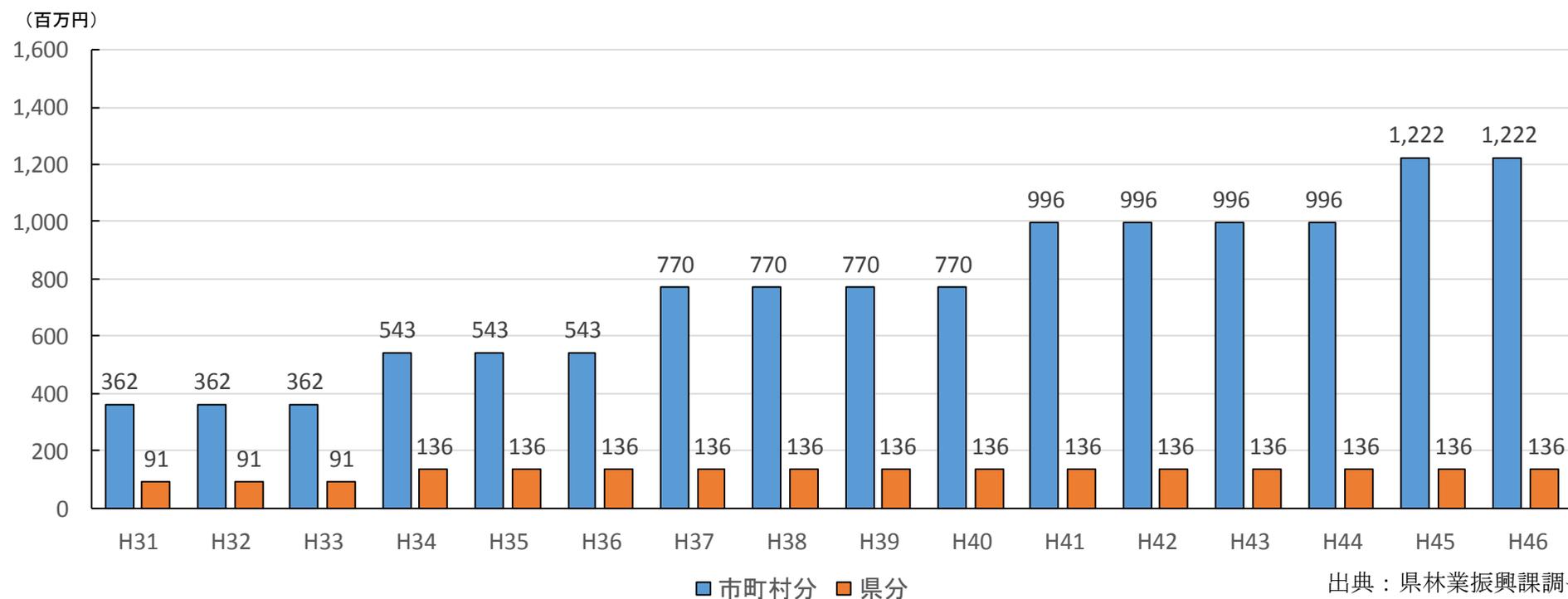
3／10の額 人口(国勢調査)

出典：林野庁資料

## 6 譲与額の試算結果

- 国が示した譲与基準に基づく、県内市町村及び県への譲与額(試算)の合計は、平成31年度の約4億5千万円から始まり、45年度には約13億6千万円まで増加。
- 譲与額が平年度化する平成45年度時点で、はじめて福岡県森林環境税の税込とほぼ同額が譲与。

### ■ 譲与額(県・市町村別)



## 7 県と国の森林環境税の比較

- 両税は、課税目的、帰属主体、使途の考え方が異なる。
- 国は、両税がそれぞれの役割分担の下で効果的に活用されるべきとの考え。

区分	県の森林環境税	国の森林環境税
課税目的	○ 荒廃した森林の再生等を図る施策に要する財源の確保	○ 森林吸収源対策に係る地方財源の確保
帰属主体	○ 県	○ 市町村
使途の考え方	○ 福岡県森林環境税条例の趣旨に沿って、「荒廃森林の再生等を図る施策」に限定	○ 地方譲与税であるため、地域の実情に応じて市町村が法令に定める範囲内で幅広く弾力的に使用
使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・荒廃森林の整備</li> <li>・間伐実施体制の構築</li> <li>・松くい虫防除対策の強化</li> </ul> </li> <li>○ 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林づくり活動の公募</li> <li>・森林や木製品の展示</li> <li>・森林の重要性の情報発信</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村・・・間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進</li> <li>○ 県・・・森林整備を実施する市町村の支援等</li> </ul>

## 8 福岡県森林環境税の継続

- 福岡県森林環境税事業については、県内の荒廃森林や今後荒廃の恐れがある森林を健全な森林に再生するため、平成39年度までの10年間で計画的な整備を予定。
- こうした中、近年頻発する災害等の発生を受け、土砂災害を防止する森林の公益的機能の重要性が改めて認識されており、荒廃森林の再生や荒廃の未然防止等の取組は、今後も県が遅滞なく進めていくことが重要。
- このため、平成31年度以降も、福岡県森林環境税の継続が必要。

### ■ 近年の災害



平成29年7月九州北部豪雨(朝倉市)



平成30年7月豪雨(嘉麻市)

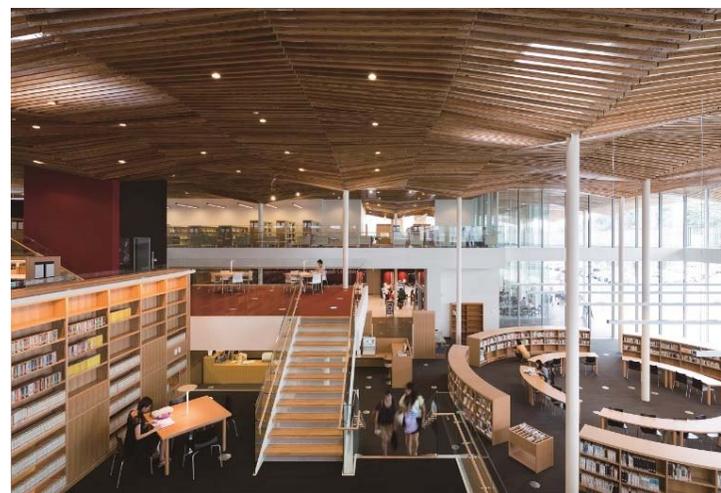
## 9 市町村への譲与税の活用方針(案)

- 国の森林環境譲与税は、同税が、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を目的とした「森林経営管理法」の施行に併せて平成31年度から先行して譲与されることなどを踏まえると、現時点では経営まで至っていないが将来的に経営が成り立つ森林で行う森林整備に活用。
- また、竹林の多い市町村や森林が少ない都市部の市町では、放置竹林対策や公共建築物等の木造・木質化といった地域独自の取組にも積極的に活用。

### ■ 地域独自の取組例



放置竹林対策(飯塚市)

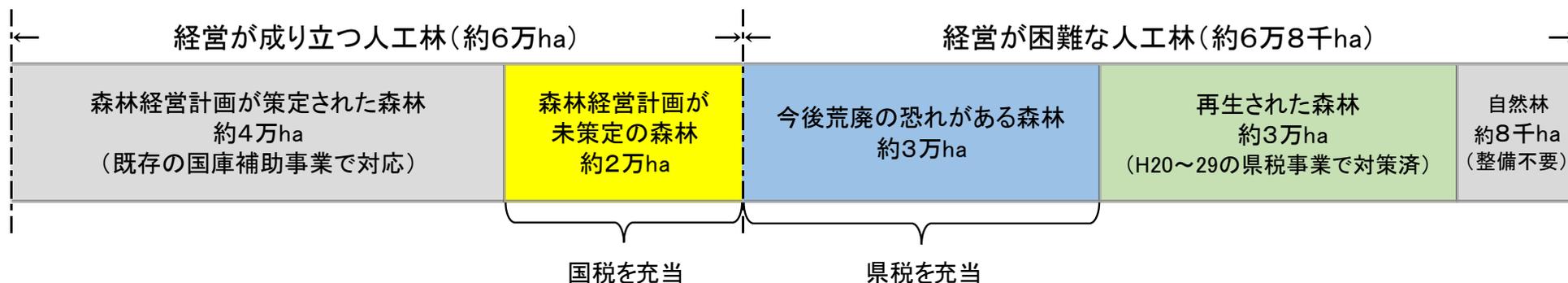


福岡女子大学図書館棟(福岡市)

## 10 対象森林のすみ分け(参考)

- 今後荒廃の恐れがある森林(約3万ha)は、引き続き福岡県森林環境税を活用し、整備を推進。
- 林業経営が成り立つ人工林(約6万ha)のうち、森林経営計画が未策定の森林(約2万ha)では、間伐や路網整備が遅れているため、現時点では経営まで至っていないが、こうした森林で市町村が経営条件を整えれば、将来的には経営管理を行うことが可能。
- このため、森林経営計画が未策定の森林に国の森林環境譲与税を優先して活用。

### ■ 県内人工林のイメージ



出典：県林業振興課調べ

## 11 県への譲与税の活用方針(案)

- 「森林経営管理制度」の円滑な運用を図るためには、同制度の中核を担う市町村における実行体制が非常に重要であるが、本県では森林を有する54市町村のうち、林業部門の部署を設置しているのは10市町村であり、林業に精通した職員が少ない。
- また、同制度に基づく森林整備を推進していくためには、林業労働力の更なる確保・育成が必要。
- このため、県への譲与税は、市町村における制度運用体制の支援や新たな森林経営管理を担う人材育成、担い手の確保対策等に活用。

### ■ 県内市町村の実行体制

林業専門の部署がある市町村	福岡市、糸島市、久留米市、朝倉市、うきは市、東峰村、北九州市、嘉麻市、添田町、八女市	10/60
---------------	--	-------

出典：県林業振興課調べ